

特定外来生物の駆除について

●問い合わせ 環境課 (☎ 656 - 6510)

皆さんは「特定外来生物」を知っていますか。市内でも確認され、農業被害や生態系被害が懸念されています。その生態と駆除方法を確認し、所有する土地などで見つけた場合には、早期駆除をお願いします。

●特定外来生物とは

元々日本での生育はなく、人間活動によって持ち込まれた海外起源の外来種のうち、農林水産業や生態系などに被害を及ぼすとして「外来生物法」で指定されています。

植えることや生きたまま運搬することなどは原則禁止されており、違反した場合は懲役や罰金が科せられます。

市内では、黄色の花が特徴の「オオハンゴンソウ」や長いツルと実のトゲが特徴の「アレチウリ」などが確認されています。



▶オオハンゴンソウ



◀アレチウリ

●どんな被害が出るのか
特定外来生物は繁殖力が強く、在来の植物を駆逐してしまう恐れがあります。農業被害としては、収穫作業への支障や、農作物自体が収穫できなくなる被害があります。

●駆除するには
小さいうちや、種をつける前に抜き取ることが効果的です。生きたまま運搬することができないため、ごみ袋などに入れて枯死させてから燃えるごみとして処分してください。除草剤は効果がありますが、高濃度の薬剤は他の植物も枯らしてしまふため、使用には注意が必要です。

交通事故などのけがは国保に届け出を

●問い合わせ 保険年金課 (☎ 656 - 6528)

●国保に届け出ること
保険証が使用可能に
交通事故など他人の行為(第三者行為)で生じた医療費は、本来加害者が負担すべきものです。市国民健康保険(国保)に加入している人は「第三者行為による被害届」か「負傷原因報告書」を市に提出することで、保険証を使って治療を受けることができます。

「第三者行為により医療費が生じた際の流れ」

- ① 保険年金課に「第三者行為による被害届」か「負傷原因報告書」を提出
- ② 保険証を使用して治療
- ③ 国保で医療費の一部を一時的に立て替え払い
- ④ その費用を市が加害者へ請求

※注意

① 加害者から事前に治療費を受け取ったり、示談を済ませると保険証が使えなくなり、示談の前に保険年金課へ相談してください。

② 交通事故の場合は「交通事故証明書」の提出が必要ですが、警察にも必ず届け出てください。
なお「第三者行為による被害届」や「交通事故証明書」などを保険会社に提出した場合も、その旨を保険年金課に連絡してください。

●第三者行為に該当する事例とは

- ・ 交通事故(自損事故も含む)
- ・ 暴力行為
- ・ 他人の飼い犬に噛まれた
- ・ 飲食店で食中毒にあった

●次の場合は保険証が使用不可

- ・ 労災保険の対象となるとき(通勤中や仕事中の病気やけが)
- ・ 飲酒運転や無免許運転などの事故
- ・ 故意に負傷したとき